基幹水利施設管理事業＜公共＞

【令和３年度予算概算決定額　3,719（3,773）百万円】

＜対策のポイント＞
大規模で公共･公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、**施設機能の適正な発揮を確保**します。

＜事業目標＞
安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

＜事業の内容＞

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の施設であって、**公共･公益性に鑑み地方公共団体が管理している施設**について、**国が維持管理に係る経費の一部を助成**し、施設機能の適正な発揮を確保します。

１．一般型（国庫補助率：30%（治水協定ダムは1/3））
次の要件全てに該当するダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路
① 国により都道府県または市町村へ管理委託されたものであること
② １施設当たりの受益面積がおおむね1,000（地盤沈下地帯にあっては500）ha 以上、畑を受益とするものにあっては300（地盤沈下地帯にあっては100）ha 以上
③ 非農地率がおおむね10%以上
④ それぞれの施設の区分ごとの規摸等要件に該当するもの

２．特別型（国庫補助率：40%又は1/3）
次の要件全てに該当するダム、頭首工、排水機場、防潮水門
① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
② １施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha 以上
③ 非農地率がおおむね20%以上
④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

※水利施設整備事業との連携
施設管理者（都道府県又は市町村）が適時･適切に国営造成施設の改修等を行うことができるよう、別途、水利施設整備事業を拡充。

＜事業の流れ＞

国 → 30～40% → 都道府県
国 → 都道府県 → 市町村

※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

（ダム）

（頭首工）

（用水機場）

（排水機場）

（排水樋門）

（排水分水ゲート）

（幹線水路）

（防潮水門）

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-3591-7073）

水利施設管理強化事業＜公共＞（新規）

【令和３年度予算概算決定額　1,849（－）百万円】

＜対策のポイント＞
国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

＜事業目標＞
安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

＜事業の内容＞

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

【対象施設】
1．管理強化計画に基づき土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設
2．洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム（１．の施設を除く）

【対象経費】
1．国営及び国営附帯県営造成施設
① 防災・減災機能を有する施設※：防災・減災機能を含む多面的機能の発揮に対応した管理経費（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した管理経費（維持管理費の「0.6/1.6」相当）
※地方公共団体が地域防災計画等に位置付けた施設及び治水協定締結ダム

2．治水協定を締結した農業用ダム（１．の施設を除く）の洪水調節機能強化に係る以下の取組に係る経費
① 河川管理者等との治水協定の締結、協定に基づく連絡体制の整備等の基礎的取組
② 事前放流や時期ごとの貯水位運用といった従来の管理の範疇を超えた追加的取組

＜事業の流れ＞

＜事業イメージ＞

農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化

集中豪雨の増加

都市化・混住化

農業構造等の変化

施設の役割に応じた支援

農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮

市街地・集落の排水

除塵機への廃棄物流入

営農の多様化による水需要の変化

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-6744-1363）

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）＜公共＞

【令和３年度予算概算決定額　410（2,193）百万円】

＜対策のポイント＞
土地改良区による農業水利施設の管理体制について、農業農村をとりまく情勢の変化に対応するため、地域住民やNPOなど多様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化を図ります。

＜事業目標＞
安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

＜事業の内容＞

土地改良区による農業水利施設の管理体制について、農業農村をとりまく情勢の変化に対応し、地域住民等の多様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化を図るため、以下に対する助成を行います。

１．計画更新活動
地域における適正な管理水準、適正な管理体制等の目標及びその実現のために必要な取組等（地域住民等が管理に参画するための組織化及び協定の締結等を含む）を明らかにするとともに、毎年度の取組の実施状況を踏まえて管理体制整備計画を適切に更新する活動

２．推進活動
都道府県、市町村及び土地改良区等で構成される管理体制整備推進協議会を設置し、体制整備を推進する活動

３．支援事業
管理の合理化、高度化のために必要となる補完的な施設の整備に要する事業、地域防災に対応するために必要となる補完的な施設の整備に要する事業等。

※事業実施期間：平成30年度～令和４年度

＜事業の流れ＞

国 →（1/2）→ 都道府県
国 →（1/2）→ 都道府県 → 市町村等

＜事業イメージ＞

国営造成施設の管理を取りまく状況

過疎化・高齢化

都市化・混住化

施設の老朽化

突発事故の発生

農業構造の変化
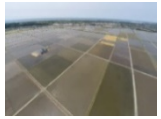
集中豪雨の増加

地域住民等多様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化

計画更新活動

推進活動

支援事業

転落防止柵の設置

消火栓の設置

地域住民等と連携した管理体制を構築

土地改良区
営農に係る水利施設の通常管理

協定

地域住民等
地元自治会、NPO等による活動

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-6744-1363）

土地改良施設維持管理適正化事業＜公共＞

【令和３年度予算概算決定額　3,312（3,312）百万円】

＜対策のポイント＞
農業水利施設の定期的な整備補修等に対し国が助成することによって、施設管理の適正化を図ります。

＜政策目標＞
安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

＜事業の内容＞

１．施設整備補修
施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる定期的な整備補修を実施します。

２．施設改善整備対策
水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修(ゲート設備の電動化、漏水防止のための水路整備等)を実施します。

３．安全管理施設整備対策
農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設(フェンス、通行止門扉等)を計画的に整備します。

４．緊急整備補修
予測し得ない事故や施設の老朽化等の理由により緊急に必要となる整備補修を実施します。

＜事業の流れ＞

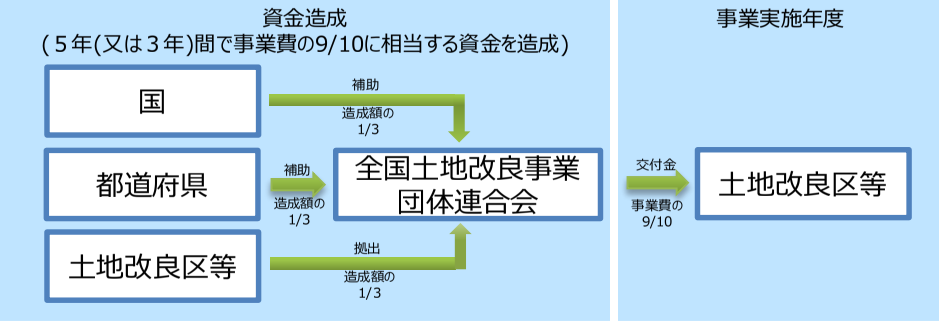

＜事業イメージ＞

施設整備補修

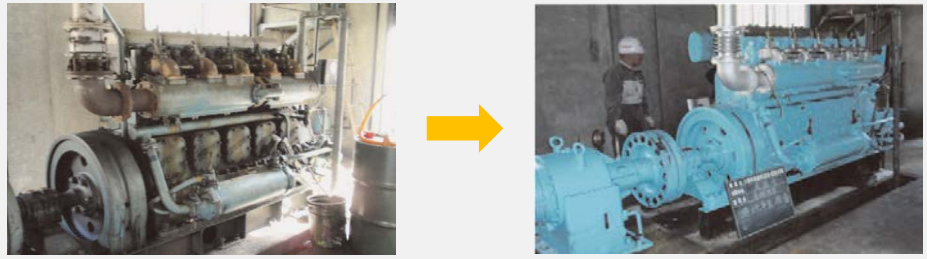

原動機の修繕、塗装

施設改善整備対策

水門開閉の電動化

安全管理施設整備対策

ネットフェンスの更新

緊急整備補修

水管橋漏水部の補修

［お問い合わせ先］農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）

土地改良区体制強化事業＜公共＞

【令和３年度予算概算決定額　647（619）百万円】

＜対策のポイント＞
土地改良区が主体的に取り組む組織運営基盤・事業実施体制等の強化を集中的に支援します。

＜政策目標＞
○　土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制等を強化
○　令和４事業年度までに全ての土地改良区において貸借対照表の作成及び公表を実施

＜事業の内容＞

１．施設・財務管理強化対策

土地改良区が管理する施設の診断・管理指導のほか、土地改良区の財務状況の明確化・透明化を図る複式簿記の導入等について支援します。

○　土地改良区再編促進モデル事業
・会計事務を共同で行う土地改良区連合の設立に向けたモデルとなる取組を補助率1/2で支援（R3年度まで）
・市町村単位で小規模土地改良区の協議会を設立し、合併を図るモデルとなる取組等を定額で支援（R4年度まで）

２．受益農地管理強化対策

土地改良区等が行う換地業務等に対する指導や所有者不明農地における財産管理制度の活用促進など、農用地の利用集積の推進について支援します。

３．統合整備強化対策

土地改良区の合併等に当たり必要な統合整備計画の策定や事務機器等の整備について支援します。

４．特定被災土地改良区復興支援対策

特定大規模災害等によって被災した土地改良区の業務書類・機器等の復旧について支援します。

５．研修・人材育成

複式簿記に関する研修や小水力発電等の導入など、土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修を実施します。

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

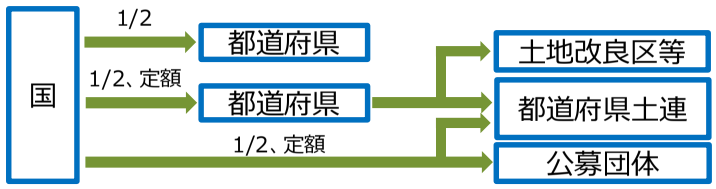

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）
農村振興局地域整備課　　（03-6744-2209）

情報化施工技術調査＜公共＞（新規）

【令和３年度予算概算決定額　160（－）百万円】

＜対策のポイント＞

農業農村整備の一連のプロセス全体におけるデジタル技術を活用した生産性向上を図るために、**建設現場で用いる情報化施工技術の対象工種及び対象技術の拡大**や**情報化施工で得た座標データを農機自動走行に利用する等の３次元データ活用推進**に必要な調査を実施します。

＜事業目標＞

○　情報化施工技術や３次元データの活用による農業農村整備の一連のプロセス全体の生産性向上

○　ICTを活用した農業農村整備で取得した座標データから、自動走行農機やドローンの自動運転用の地図を作成し活用する手法を整備
［令和４年度まで］

＜事業の内容＞

１．情報化施工導入推進調査

農業農村整備事業の情報化施工技術に係る対象工種及び対象技術の拡大に必要な基準類の策定・改善、普及啓発資料作成等を行います。

２．３次元データ活用推進調査

施工段階以外（調査設計、維持管理、営農等）も含めた農業農村整備の一連のプロセス全体を通じた３次元データ活用に係る手法の具体化、基準類の策定・改善、普及啓発資料作成等を行います。

＜事業の実施主体＞

国（国費率10/10）

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局設計課（03-6744-2198）